

別紙 1

観光地域づくり法人（DMO）設立に伴う調査・検討業務委託仕様書

- 1 業務名 観光地域づくり法人（DMO）設立に伴う調査・検討業務
- 2 業務目的 観光地域づくり法人（DMO）（以下「DMO」という。）の理解度を高め、関係団体との役割分担及び連携のあり方を検討するほか、現状の観光データの把握や課題の可視化を行うことで、持続可能な観光地域づくりに向けた機運の醸成を図るとともに、目指すビジョンを共有した合意形成の確立を目的とする。
- 3 業務場所 下関市内ほか
- 4 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 0 日まで
- 5 業務内容
 - (1) 現状整理及び調査
 - (ア) 下関市の観光を取り巻く現状（観光客動向、宿泊状況、観光消費額など）を調査・分析し、課題を洗い出すこと。
〈参考資料：下関市 HP、下関観光公式サイトに掲載〉
 - ・令和 5 年度下関市観光動態調査
 - ・第 2 期下関市観光交流ビジョン [令和 7 年 3 月策定]
 - ・令和 7 年観光客数・宿泊客数調査
 - (イ) 他自治体で活動する DMO の取組内容（組織形態、財源構造、事業内容、人員体制など）、行政や関連団体等の役割分担や連携体制、本市の課題解決に参考となる事例や手法について調査を行うこと。
 - (ウ) 下関市の観光関連団体等における取組や課題認識、DMO に求める役割及び機能などのニーズを把握するため、ヒアリング調査を行うこと。なお、ヒアリング調査を行う際は、対象者の選定（20 団体程度）及び質問項目について事前に下関市の承認を得ること。
 - (2) セミナー・ワークショップの開催及び運営
 - (ア) DMO 導入の必要性や他地域の取組を学ぶセミナーを開催し、関係者の機運を醸成し、導入推進に向けた判断材料を得

ること。

- ・開催回数 1回以上
- ・開催場所 下関市内
- ・参加者 参集する関係者は下関市と協議の上、決定すること。

(イ) 地域のステークホルダーを参集したワークショップを開催し、「(1) 現状整理及び調査」の結果等を踏まえ、本市観光の現状や課題の分析を行った上で、新たな組織の果たすべき機能やあり方等の検討を行うこと。

- ・開催回数 3回以上
- ・開催場所 下関市内
- ・参加者 本市関係部局及び地域のステークホルダー（観光関連団体、民間観光事業者など）
- ・その他 参集する地域のステークホルダーについては、下関市と協議の上、決定すること。

(ウ) セミナーやワークショップを通して、地域の合意形成を図り、目指す姿やビジョンを共有すること。

(エ) セミナーやワークショップの進行、講師の選定、謝金の支払い、ファシリテーション、参加者の議論の取りまとめ等を行うこと。また、各回開催ごとに議事録を作成すること。

(オ) セミナーやワークショップの参加者等を対象としたアンケートを実施し、本業務における効果検証を行うこと。

(3) 取りまとめ

(ア) 本市におけるDMOの必要性及び有効性について整理すること。

(イ) 本市における持続可能な観光地域づくりを目指す上で、最適な組織体制、運営方法、業務範囲等を提案するとともに、既存の観光関係団体等との役割分担を整理すること。

(ウ) 次年度以降に向けた検討課題を整理するとともに、今後のロードマップを作成すること。

(4) 独自提案

本業務の目的を達成する上で、効果的な独自の提案があれば、その内容を記載すること。

6 業務の処理

(1) 本業務を遂行するにあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、下関市の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、この業務にあたらなければならない。

- (2) 業務の円滑な遂行のため、進捗状況の報告および疑義の解消を目的とした打合せを定期的に行うこと。報告において、資料提供の指示があった際には提出をしなければならない。
- (3) 打合せの内容については、受託者が議事録を作成し、下関市の確認を得た上で提出すること。
- (4) 本業務を通じて知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、本業務以外の目的に使用してはならず、業務完了後も同様とする。

7 業務実施計画書

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施体制、業務内容、スケジュール等）を作成し、下関市に提出すること。

8 成果報告書

本業務を完了した際は、以下の内容を含む成果報告書を提出すること。

- (ア) 「5 業務内容」に応じた成果資料 一式
- (イ) 上記に伴うデータ等 一式
- (ウ) その他、下関市が必要と認めた資料 一式

9 留意事項

- (1) 成果報告書等の著作権について、著作権法第21条から第28条に定める権利（著作権（財産権））は、下関市に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に定める権利（著作者人格権）について、受託者は権利行使をしないものとする。
- (2) 成果報告書の管理及び権利は、下関市に帰属し、下関市が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。
- (3) 成果物が仕様に反することが判明した場合には、納品後であってもデータの修正を行うこと。

10 その他

仕様書に定めのない事項については、下関市と協議の上、定めるものとする。